

議案参考資料

[平成30年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

契約検査課 契約担当
建築住宅課 建築係
スポーツ体育課 スポーツ施設管理係

議案名

議案第56号 桐生市民体育館改築建築主体工事請負契約の締結について

趣旨・目的

桐生市民体育館改築建築主体工事の請負契約を締結するにあたり、予定価格が1億5,000万円以上であったため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

概要

- | | |
|---------------|--|
| 1 工 事 名 | 桐生市民体育館改築建築主体工事 |
| 2 工 事 場 所 | 桐生市相生町三丁目 300 番地 |
| 3 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 20 億 5,740 万円 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 佐田・平澤・坂本桐生市民体育館改築建築主体工事 特定建設工事共同企業体 |

代表構成員 桐生市相生町三丁目 456 番地の 1
佐田建設株式会社東毛営業所
所長 小林 俊明

構 成 員 桐生市相生町三丁目 481 番地
平澤建設株式会社
代表取締役 平澤 摂

構 成 員 桐生市広沢町四丁目 2035 番地の 1
坂本建設株式会社
代表取締役 新井 茂男

《主な工事内容》

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建て、延べ床面積 6,411.65 m²の市民体育館改築に係る建築主体工事一式

- ・主要緒室：メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム、ランニングコース、事務室、会議室、医務室、選手控室、役員室、本部室、放送室、更衣室、トイレ、キッズコーナー

背景・経過

桐生市民体育館は、昭和 44 年に建築され、建築後 49 年が経過し、老朽化が著しい状況となっています。このため、平成 26 年度から、市民の安心安全なスポーツ環境を整えるために、競技団体、学校関係者及び有識者等で構成する「桐生市スポーツ施設整備基本計画策定委員会」で整備に向けた検討を開始し、平成 28 年度からは同委員会内の「市民体育館部会」で機能等の具体的な内容の検討を重ねてきたものです。

平成 29 年度に設計業務が完了しましたので、平成 30 年度から 3 か年の建築主体工事に着手するものです。